

第 36 回士別市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(顛末)

日時：令和 4 年 7 月 26 日（火）16 時 30 分～

会場：委員会室・説明員室

出席者 市長、副市長、教育長、市立病院副院長、総務部長、市民自治部長、健康福祉部長、経済部長
(代理) 畜産林務課長、建設水道部長、生涯学習部長、市立病院経営管理部長、消防長、総務課長
保健福祉センター所長、同副長

協議事項

1. 濃厚接触者の待機期間の変更に伴う取扱い

- ・ 22 日に国から通知があり、無症状の場合の待機期間がこれまでの 7 日から 5 日間に変更になり、2 日目・3 日目の検査で陰性確認ができれば 3 日目で待機解除することも可能となった。
- ・ 士別市役所の取扱いは、職種・職場問わず国と同じとする。
- ・ 職員用の抗原検査キットがある間は検査を行い、2 日目・3 日目の検査で陰性確認ができれば 3 日目で待機解除。
- ・ 二次濃厚接触とされた職員の待機期間は、濃厚接触者本人が待機解除とならない限り出勤できない。(濃厚接触者が 2・3 日目で抗原陰性であり、かつ、二次濃厚接触者も 2・3 日目で抗原陰性なら出勤可)
- ・ 最終接触日から 24 時間以内は 0 日。24 時間経過後からを 1 日目として数える。
- ・ 検査キットが無くなったら 5 日間の待機とする。
- ・ この対応は、現在、待機で休んでいる人にも適用する。
- ・ 総務部から、休暇の取扱いを修正したものを発出する。
- ・ 抗原定性検査は、検査結果の精度に限界があり、リスクがあるという事は踏まえた方がよい。
- ・ 検査結果は絶対ではない。注意しなければならない。
- ・ テレワーク端末は 15 台程保有。
- ・ 病院は、独自で待機期間を決める。

2. その他

- ・ 2 次濃厚接触者（濃厚接触者になった人の家族）も、「感染の可能性のあるリストアップ対象者」もこれまでと同様、濃厚接触者と同じ取扱いとする。
- ・ 職員の感染情報の公表について、公表をやめる市町村が増えているが、士別市は継続する。
- ・ 学校は現在夏休み期間のため、学校内で感染の可能性がない場合は公表を行わない。
- ・ 市役所内の周知も、休暇中や既に自宅待機に入っているなど、感染の可能性のある期間の勤務実態がない場合は、理由を知らせた上で職員名の周知は行わない。
- ・ 市役所として、これまでに引き続き、課での飲食を伴う会合は行わない。
- ・ 翠月は、レストラン・食堂の一般利用を 26 日から必要期間停止する。
- ・ 合宿選手については、陽性者が出た場合、本人と感染の可能性のある人は外出停止とし、リスクがない選手については練習を継続する。